

電気機械器具品質表示規程の一部を改正する告示案 新旧対照条文 (傍線部分は改正部分)

○電気機械器具品質表示規程(平成九年通商産業省告示第六百七十三号)(抄)

改 正 案	現 行
(表示事項) 第一条 (略) (遵守事項) 第二条 (略) 別表第一(第一条関係) (略) 別表第二(第二条関係) (略) 五 電気冷蔵庫 (略) (一) 定格内容積の表示に際しては、日本工業規格C九八〇 一―三(家庭用電気冷蔵庫及び電気冷凍庫の特性及び試験方法―第三部：消費電力量及び内容積の算出)に規定する定格内容積(冷凍冷蔵庫(日本工業規格C九六〇七(電気冷蔵庫及び電気冷凍庫)に規定する冷凍冷蔵庫をいう。以下同じ。)にあつては、全定格内容積、冷凍室及び冷蔵室の定格内容積)をリットル単位で表示することとし、この場合(冷凍冷蔵庫の冷凍室又は冷蔵室の定格内容積のうちその数値のいずれか大きいものの表示の場合を除く。)における許容範囲は、表示値のプラス・マイナス三パーセント又はプラス・マイナス一リットルのいずれか大きい方とする。	(表示事項) 第一条 (略) (遵守事項) 第二条 (略) 別表第一(第一条関係) (略) 別表第二(第二条関係) (略) 五 電気冷蔵庫 (略) (一) 定格内容積の表示に際しては、日本工業規格C九八〇 一(電気冷蔵庫及び電気冷凍庫の特性及び試験方法)に規定する定格内容積(冷凍冷蔵庫(日本工業規格C九六〇七(電気冷蔵庫及び電気冷凍庫)に規定する冷凍冷蔵庫をいう。以下同じ。)にあつては、全定格内容積、冷凍室及び冷蔵室の定格内容積)をリットル単位で表示することとし、この場合(冷凍冷蔵庫の冷凍室又は冷蔵室の定格内容積のうちその数値のいずれか大きいものの表示の場合を除く。)における許容範囲は、表示値のプラス・マイナス三パーセント又はプラス・マイナス一リットルのいずれか大きい方とする。 なお、冷凍室であつて冷蔵室の冷却性能をもつ状態に切

なお、冷凍室であつて冷蔵庫の冷却性能をもつ状態に切り換えることができるものを有する冷凍冷蔵庫にあつては、当該冷凍室の定格内容積を前段の規定による冷凍室の定格内容積の表示の次にリットル単位で冷蔵庫用に切換えが可能である旨を付して括弧書きで付記すること。

- (二) 消費電力量の表示に際しては、電気冷蔵庫の定格周波数ごとに日本工業規格C九八〇一―三(家庭用電気冷蔵庫及び電気冷凍庫の特性及び試験方法―第三部：消費電力量及び内容積の算出)に規定する消費電力量をキロワット時毎年の単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス七パーセントとする。なお、冷凍室であつて冷蔵庫の冷却性能をもつ状態に切換えることができるものを有する冷凍冷蔵庫にあつては、当該冷凍室を冷蔵庫の冷却性能をもつ状態に切換えたときにおける消費電力量を前段の規定による消費電力量の表示の次にキロワット時毎年の単位で、当該冷凍室を冷蔵庫の冷却性能をもつ状態に切換えた場合である旨を付して括弧書きで付記すること。

(三) 〃 (六) (略)

り換えることができるものを有する冷凍冷蔵庫にあつては、当該冷凍室の定格内容積を前段の規定による冷凍室の定格内容積の表示の次にリットル単位で冷蔵庫用に切換えが可能である旨を付して括弧書きで付記すること

- (二) 消費電力量の表示に際しては、電気冷蔵庫の定格周波数ごとに日本工業規格C九八〇一―(電気冷蔵庫及び電気冷凍庫の特性及び試験方法)に規定する消費電力量をキロワット時毎年の単位で表示することとし、この場合における許容範囲は、表示値のプラス十五パーセントとする。なお、冷凍室であつて冷蔵庫の冷却性能をもつ状態に切換えることができるものを有する冷凍冷蔵庫にあつては、当該冷凍室を冷蔵庫の冷却性能をもつ状態に切換えたときにおける消費電力量を前段の規定による消費電力量の表示の次にキロワット時毎年の単位で、当該冷凍室を冷蔵庫の冷却性能をもつ状態に切換えた場合である旨を付して括弧書きで付記すること。

(三) 〃 (六) (略)